

# 平成 28 年度 業務運営方針

## 《 法人 》

1. 「健全な経営」を継承するため、以下の事項に取り組む。
  - (1) 経営全体の見直しと改善に取り組む。
  - (2) 社会福祉法人改革の各事項の内容を吟味し、その対応策を立て、実施する。
  - (3) 中期財政見通し、資金計画等の財政安定策の検討に着手する。
  
2. 「建設準備委員会＝委員長 三浦公男」を中心に、「厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）＝平成 30 年」への特別養護老人ホーム創設申請を視野に入れながら、高齢・病弱・重度利用者への更なる対策を検討する。
  
3. 「かながわライフサポート事業」等の当法人及び施設・事業所で実践している地域における公益的な取り組みを検証し、さらに推進する。
  
4. 第三者評価 2 回目を、すぎな会愛育寮及びすぎなの郷で実施し、利用者支援の更なる向上を目指す。
  
5. 引き続き「これからのすぎな」に盛り込まれた諸方策の内、以下の事項に重点的に取り組む。
  - (1) 組織的・安定的運営の推進
    - ア 経営理念と組織目標の共有深化を図る。
    - イ ルールを厳守した運営を実践する。
    - ウ 「すぎな会の『報告・連絡・相談等』について」に則った業務遂行を徹底する。
    - エ 管理者の経営意識の醸成のため、管理職研修会を年 4 回程度開催する。
  - (2) 法人事務局の強化
    - ア 法人事務局再編成に向けて更に準備を進める。
    - イ 諸経費の有効活用を検討し、実施する。
  - (3) 新規事業の推進

地域生活支援を目的とした、生活介護事業、就労継続支援 B 型事業及び多機能型事業等についてさらに研究を深めるとともに、現在経営して

いるグループホームでの支援の限界を超える重度・高齢・病弱等の利用者支援についても研究を深める。

## 《 すぎな会愛育寮 》

1. 施設運営を組織的かつ円滑に進めるため、引き続き、以下の事項に取り組む。
  - (1) 「すぎな会の『報告・連絡・相談等』について」による業務遂行を強化し、安定した支援体制を目指す。
  - (2) 家族（身元引受人、成年後見人等）との誠実なコミュニケーションを図りながら、信頼関係を育むとともに、支援の質向上に活かす。
  - (3) 「短期入所事業」に積極的に取り組み、地域生活利用者のニーズに応えるとともに、スムーズな入所にもつなげる。
  - (4) 利用者欠員補充を速やかに行うことによって、安定した施設運営を目指す。
  
2. 利用者支援について、以下の事項に取り組む。
  - (1) 様々な特性の利用者が増えているため、研修を強化し、支援の向上を図る。
  - (2) 日中活動を通じて地域交流を継続し、利用者の意欲向上の継続を図る。
  
3. 福祉サービス第三者評価を受審し、利用者支援の更なる向上を目指す。

## 《 すぎなの郷 》

1. 施設運営を組織的かつ円滑に進めるため、引き続き、以下の事項に取り組む。
  - (1) 「すぎな会の『報告・連絡・相談等』について」による業務遂行を深化、充実させ、引き続き安定した支援体制を目指す。
  - (2) 家族（身元引受人、成年後見人等）との誠実なコミュニケーションを図りながら、信頼関係を育むとともに、支援の質向上に活かす。
  - (3) 「短期入所事業」に積極的に取り組み、地域生活利用者のニーズに応える。

2. 利用者の安全、安心できる生活を最優先に置き、引き続き生活環境の整備および支援内容の評価と改善を推進するため、以下の事項に取り組む。
  - (1) 高齢化、重度化する利用者の生活環境の点検と改善を行い、健康維持と事故防止に努める。
  - (2) 個々の要望および体調に適した日中活動、余暇活動を提供し、充実した日常生活となるように努める。
  - (3) 利用者のこれまでの暮らし方を尊重しつつ、利用者個々の体力や疾病等に配慮した生活様式を構築する。
  - (4) プロジェクトチーム活動を活かし、支援、業務内容の精査と改善を推進する。
  - (5) 専門職として安定した支援・介護がなされるように、業務研修派遣と実践報告を通して支援を振り返る機会とする。
  - (6) 医療・介護従事者等の外部機関との交流、連携を継続し、支援の質の向上を目指す。
  
3. 福祉サービス第三者評価を受審し、利用者支援の更なる向上を目指す。

## 《 すぎな会生活ホーム 》

1. 利用者の人権に配慮した支援の徹底を図ると共に、安全で快適な生活空間を提供し、事故のない運営に努める。
  
2. 地域資源を活用するなど多様な生活の提供に努め、利用者の自立支援や就労移行の促進に取り組む。また、個々人、各ホームにおいて積極的に機会や情報を提供し、利用者の余暇支援の充実を図る。
  
3. 利用者の高齢化に伴い派生する課題に継続して取り組み、ひとりひとりの実情に合わせた支援を目指すとともに、グループホームでの生活が限界を超える利用者の支援について研究を深める。
  
4. 地域の自治会活動に積極的に参加し、良好な地域との関係構築に努める。
  
5. 家族（身元引受人、成年後見人等）との誠実なコミュニケーションを図りながら、信頼関係を育むとともに、支援の向上に活かす。

## 《 デイセンターつくし 》

1. 利用者の人権に配慮した支援の徹底を図ると共に、安全で快適な作業活動を提供し、事故のない運営に努める。
2. 各グループの安定した活動の提供に努めるとともに、各活動内容の見直しや活動グループの再編、環境の再整備などの検討を継続し、高齢化・重度化への対応並びに養護学校卒業生など新規利用者の受け入れに取り組む。
3. 多様な障害特性を持った利用者の心身の安定を図ると共に、生活支援に関わる個別の課題に継続して取り組む。
4. 在宅の知的障害者を対象とした「地域余暇活動支援事業」「通所体験事業」「日中一時支援事業」を継続して実施し、家族や地域のニーズに応える。
5. 家族（身元引受人、成年後見人等）との誠実なコミュニケーションを図りながら、信頼関係を育むとともに、支援の向上に活かす。

## 《 相談支援事業所すぎな 》

1. 特定相談支援事業は、厚木市基幹相談支援センターと協力し、地域利用者の相談対応を積極的に行っていく。
2. 指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着）においても、厚木市基幹相談支援センターの情報を共有しながら、相談対応を行う。また、すぎな会生活ホームの入居に対する相談についても協力していく。
3. かながわライフサポート事業は3年目を迎え、厚木市内で事業行う中心的な存在となってきた。昨年度、立ち上げた厚木地区ライフサポート事業連絡会を通して、各法人と協力しながら更なる事業の推進に努めていく。また、厚木市困窮者自立支援担当部署など各関係機関とも共同し、効果的な事業運営を図る。
4. 渉外担当業務においては、引き続き、日中活動における作業素材の開拓、利用者の職場開拓、ボランティアの受け入れ、退利用者のアフターケア等々の様々な渉外担当業務を各施設・事業所の要望等を受け止めながら行う。